



# 労災ニュース 5号

## 5/30 第1回中間報告会」が開催されました！

5月30日(土)に埼玉県障害者交流センター、ホールにて「第1回労災裁判中間報告会」が開催されました。

当日は、埼玉県内はもとより、多方面で行事が開催されていた事もあり、参加者が非常に少ないのではないかと懸念されましたが、65名の方に参加をいただきました。

参加者は少なかったものの、非常に内容のある報告会となりました。

報告会は、支援する会の河合会長の挨拶で始まり、田門弁護士からは今回の裁判について、担当裁判官と裁判の争点について説明がありました。

今回の裁判官は3名おり、担当裁判長にまつわるエピソードや、これまで労働者に対して、有利な判決を出した数少ない裁判官であるとのお話がありました。

労災は、労働者に対して給付金等が支払われる制度である為、登録通訳者が「労働者」に該当するかどうか争点になります。「労働者」に該当するためには、使用者から指揮命令を受ける立場にあったのか、どうかかが問題であり、通常、手話通訳の派遣は、派遣事務所から通訳に行けるかどうかの依頼(「打診」)があります。この依頼に対して、諾否(断る)の自由があるかどうか。また、登録通訳者が「労働者」に該当した場合、次に、手話通訳業務が「過重」であるかが争点となっていきます。裁判官に理解してもらえよう頑張っていきたいとのお話がありました。

続いて、斉藤ケースワーカーの「労災職業病」についてお話の後、内山さんご本人から「裁判について思うこと」として、労災裁判に至った経過と仲間への感謝の想い、手話通訳者だけでなく聴覚障害者の皆さんも含めて、現在の制度のあり方について、もう一度考えてほしいという熱いメッセージがありました。



昨年の決起集会に引き続き、今回も(財)全日本ろうあ連盟と全国手話通訳問題研究会からご参加をいただきました。全日ろう連からは、手話通訳対策部長の西滝氏から、全通研は、副運営委員長の石川氏からご挨拶をいただきました。両団体ともに、この裁判を契機とした健康問題に関する全国組織としての動きや、全国の現状に及んだお話がありました。

最後に、5/29現在のカンパ額が652,047円である事が支援する会の事務局から報告があり、参加者全員で決起をして終了しました。

この裁判は国を相手にしています。裁判のゆくえが非常に厳しい事を考え、最高裁までたたかった事を想定し、約250万の目標額になっています。

これから第一審の判決が出るまで1年はかかります。いま一度、皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

「内山さん労災裁判を支援する会」～登録通訳者の身分保障のために～

【連絡先】さいたま市聴覚障害者協会事務局内 T/F 048-653-7324